

2020年度 応募要領

明石市市民活動サポート事業

【募集期間】2020年4月1日（水）～5月8日（金）

概要と目的

市民グループの皆さんが自ら企画し、実施する公益的活動について、その経費の一部を助成します。この事業は、市民活動の活性化を図り、市民の皆さんが協働して主体的に取り組むよりよいまちづくりをサポートするものです。

対象となる市民活動

地域における社会的課題の解決や、地域社会における共同利益の実現といった「公益的活動」が対象となります。

<公益的活動の主な分野>

- ・子育て、高齢者、障害者などの支援
- ・地域環境の保全、美化
- ・地域防災、防犯への対応
- ・地域コミュニティの醸成 など

<対象とならない事業>

- ・営利、政治、宗教的な活動を目的とした事業
- ・特定会員を対象とした文化活動やスポーツ活動（サークル活動）の実施運営、また会員の勧誘が主な目的である事業
- ・自治会活動などの特定地域、参加者に限られた交流事業
ただし、自治会の枠を超えて活動し、効果が自治会の地域外に及ぶ場合は対象となります。その場合、自治会・町内会とは別のグループとして申請願います。

・国、県、市、公益法人等から助成等を受けている、または受ける予定のある事業

(例)ひょうごボランティアプラザ「県民ボランティア活動助成」、明石市高年介護室「シニア活動応援事業補助金」、明石市社会福祉協議会「ミニケア・ふれあいサロン助成金」などの助成を受けている事業

詳細は裏面へ

事業内容

市民活動サポート事業には、主に市民活動のすそ野を広げることを目的とした「ベーシックコース」と、市民活動団体が力を付け、よりよい地域づくりにつながることを目的とした「ステップアップコース」があります。

コース区分	団体要件	事業要件	助成金額
ベーシックコース	市内に在住、在勤または在学する18歳以上の者5名以上で構成された団体	申請団体自らが実施する公益的事業	上限 10 万円
ステップアップコース	市内に在住、在勤または在学する18歳以上の者5名以上で構成され、継続的に3年以上公益的な活動を行っている団体	申請団体自らが実施する公益的事業で、総事業費が30万円以上、かつ、事業の対象範囲が概ね小学校区以上の地域に及ぶもの	総事業費の3/4以下でかつ上限30万円 ※採択2回目は25万円、3回目は20万円を上限とする

※ 各コースの助成回数は3回までです。また、年度ごとの申請、審査となりますので継続して助成を受けられない場合もあります。

※ 事業の実施期間は、2020年5月1日から2021年2月28日までです。必ず期間内に完了してください。

※ ステップアップコースは、ベーシックコースの実績がなくても申請可能です。

助成の対象経費

次表に示す経費のうち、該当事業にかかる直接経費のみ対象とします。原則として、領収書の日付が実施期間内(2020年5月1日～2021年2月28日)と確認できるものが助成対象となります。なお、実施期間内に使用する会場使用料等の先払いについては、5月以前の事前先払いがやむを得ないものに限り対象とします。

費目	内容	上限・条件
謝金	「外部講師・従事者への謝礼金」 「外部講師・従事者の旅費」	・交付金額の7割を上限とします。 ・団体構成メンバーへの謝金は対象外となります。
旅費	「団体構成メンバーの交通費」	・交付金額の2割を上限とします。 ・使用者、日付、行先、交通手段を明確にしてください。 ・旅費を定額支払等する場合は、そのことを規約で定めておく必要があります。
印刷費	「コピー代」「写真プリント代」 「資料印刷代」	なし
使用料	「会場・施設・冷暖房の使用料」 「機材借上費」「駐車場料金」	なし
消耗品費	「事務用品」「書籍購入費」「材料費」 「その他消耗品全般に対する費用」	(消耗品の例) 用紙、文房具、封筒、プリンターインク等
備品購入費	「事業の実施に必要不可欠なもので長期に使用する物品」 (備品の基準) ・10,000円以上の物品	・見積書と備品購入理由書を提出してください。 ・パソコン、カメラ、テレビ、机等、他の事業においても使用可能な汎用性の高いものは、対象外となります。
保険料	「活動上必要となる保険の掛金」	なし

費目	内容	上限・条件
通信費	「郵送費」「切手・はがき代」 「インターネット通信費」「電話料金」	・私的使用による経費と事業に係る経費が明確に区別できないものについては、対象外となります。
その他	・上記以外で、助成対象事業の実施に必要であると認められるもの	

※ 実績報告書に添付いただく領収書が原本でないもの、または、領収内容や日付・宛名が不明確な支出に関しては、助成対象外となることがあります。

(例)「商品代 計 5,000 円」のみ表記された領収書、領収者の押印・住所記載のない領収書など

助成の対象外経費

次表に示す経費については、「対象外経費」とします。

費目	内容
人件費	・団体構成メンバーに対する人件費・謝礼など
食糧費	・弁当・飲み物・お菓子代などの食糧に係る経費 ・会食に係る経費 ※ ただし、料理教室などにおける「食材料費」については、対象経費として扱いますので、事前にご相談ください。
記念品及び賞品代	・参加者に対する記念品や参加賞、景品など ・不特定多数の人に配分するものを購入するための経費 ※ なお、対象経費と認められる場合もありますので、事前にご相談ください。 (例)清掃活動への参加者に対する、軍手等の清掃用具の配布 など
施設運営管理費	・光熱水費及び事務所費等の維持管理に係る経費
予備費	・事業を実施するにあたり、具体的な用途が定まっていない経費や特に必要性の認められないもの

※ 助成対象経費の可否については、審査会において判断する場合があります。

助成金の支払い

事業完了日より10日以内に、実績報告書を提出していただきます。

提出された実績報告書を確認のうえ、助成金額を確定した後、指定口座へ助成金を振り込みます。(初めて助成を受けられる団体は、事前に指定口座の登録が必要になります。)

ただし、必要がある場合は、交付決定額の8割以内を限度として事前に交付し、事業完了後、実績報告書を審査のうえ精算を行うこともできます。

応募方法

「市民活動サポート事業助成金交付申請書(様式第1号)」と指定する添付書類を提出してください。

【申請数】1団体1申請(ベーシックコースとステップアップコースを同時に申請することはできません。)

【提出先】明石市役所 本庁舎4階 コミュニティ・生涯学習課に必ず持参 **※郵送不可**

【期限】2020年5月8日(金) 17時40分

※ 申請書は、コミュニティ・生涯学習課、大久保市民センター、魚住市民センター、二見市民センター、あかし総合窓口(パピオスあかし6階)、ウィズあかし(アスピア北館8階)、各コミュニティ・センターで配布しています。

審査及び決定

(1) 書類審査

申請内容が「事業内容」に記載した要件に合致するか審査し、対象事業のみ公開審査を行います。

(2) 公開審査(プレゼンテーション審査)

各応募団体から5分程度の事業説明・PRをしていただきます。

下記の審査基準に基づき、審査を行います。

【公開審査会】

2020年5月29日(金) ウィズあかし フリースペース (アスパシア明石北館8階)

※ 時間等は応募団体確定後、発表順の調整を行い、後日文書で通知します。

※ 当日に結果の判定は行いません。

<審査基準>

審査項目	審査の視点
1 公益性	・社会課題の解決や地域社会の共同利益の実現に効果が期待できるか
2 先駆性	・新しい視点に立った取り組みか ・内容に独自の創意工夫があるか
3 共感性	・地域に受け入れられ共感が得られるか ・参加者の広がりが期待できるか
4 費用妥当性	・収支予算の積算は妥当か ・事業費に応じた効果が得られるか
5 実施確実性	・無理のない事業計画(人員体制、手段等)であるか
6 自立性	・助成金以外の資金確保(会費、参加負担金、寄付金等)に努めているか
7 継続性	・翌年度以降も継続的な活動が見込めるか
8 地域活性化度	・地域全体の活性化につながる事業か
9 広域性	・事業の効果が小学校区単位以上への地域または市民に広がりが期待できるか
10 協働性	・他の市民活動団体や地域社会との協働が期待できるか

※ 審査項目8、9、10については、ステップアップコースのみに適用

(3) 決定

6月中旬までに助成の可否及び助成額を文書で通知します。

お問合せ先

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

市民生活局 市民協働推進室 コミュニティ・生涯学習課

TEL: 078-918-5004 FAX: 078-918-5131